

番号

名

年月日

時

鳥取県議会事務局規則の一部を改正する規則

号

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

月

日

時

名

年

三 議題 1 文化部専門委員会の委嘱について	2 その他の
人事委員会規則	

鳥取県人事委員会規則第二十五号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

第一条 職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県

人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

- 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように改める。
- 第二条第六項第一号を次のように改める。
- 一 二等級
- イ 別表第六の一等級の欄に掲げる職の職務
- II 別表第六の二等級の欄に掲げる職の職務のうち、高度の知識及び経験に基づき困難な業務を行なう職の職務
- 第二条第七項第一号の次にハとして次のように加える。
- ハ 別表第一の五等級の欄に掲げる職の職務のうち、職務の複雑困難及び責任の度がイに掲げる職務と同程度の職の職務
- 第二条第五項第二号を次のように改める。
- 二 二等級
- イ 別表第六の一等級の欄に掲げる職の職務
- II 別表第六の二等級の欄に掲げる職の職務のうち、高度の知識及び経験に基づき困難な業務を行なう職の職務

昭和四十一年七月一日

地 勢 調	地盤・岩場等・構造等
用 地 調	用地等・整地等
工 事 調	工事等・改良等・河川等・整地等
施 工 調	施工作業・修理等
鳥取県土木出張所	用 地 調 用 地 仕 管理課
	工 事 調 整地課・修理課・河川課

第百五十九条第三項に次のただし書きを加える。

ただし、工務課の分掌事務は、工務第一課及び工務第二課の分掌事務を合併せたものとする。

百五十六条第三項中工務課の項を次のように改める。

工務第一課

- 一 道路工事及び都市計画事業に係る工事(以下「道路工事等」という。)の調査設計すること。
- 二 道路工事等の施行及び指導監督に係ること。
- 三 道路手の業務監督に係ること。
- 四 道路手の業務監督に係ること。
- 五 道路及び都市計画に係る土木技術に係ること。

工務第二課

- 一 河川工事、港湾工事、漁港工事、海岸工事及び砂防工事(以下「河川工事等」という。)の調査設計に係ること。
- 二 河川工事等の施行及び指導監督に係ること。
- 三 沢害復旧工事に係る事務の取りまとめに係ること。

昭和四十一年七月一日

四 河川、港湾、海岸及び砂防の施設整備に係ること。
五 上本技術(道路及び都市計画に係るもの)を除く。)に係ること。
附 四
この規則は、公布の日から施行する。
出納長の補助組織設置規則の一部を改正する規則

出納長の補助組織設置規則の一部を改正する規則
出納長の補助組織設置規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第七号中「指定金融機関」の下に「指定代理金融機関」を加える。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県教育委員会告示第二十二号
定例教育委員会を次のとおり招集する。
昭和四十一年七月一日
鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一
一日時 昭和四十一年七月五日 午後一時三十分
二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

2 昭和四十一年七月一日において、第二条の規定による改正前の職務の等級の分類の基準に関する規則（以下「旧規則」という。）第二条第一項第三号ロの規定により職務の等級が行政職給料表の三等級に決定されていた職員（旧規則別表第一の四等級の欄に掲げる職の職務を行なつていただことにより行政職給料表の三等級に決定されていた職員を除く。）に対する昭和四十一年七月二日以降における第二条の規定による改正後の職務の等級の分類の基準に関する規則（以下「新規則」という。）の適用については、その者の職の職務を新規則第二条第一項第三号ロに定める職務とみなす。

第二条第一項第三号中「及びひふ口に掲げる職」を削り、同号に「四号中口を削り、ハを口とし、ニをハとする。」

第二条第七項第一号を次のように改める。

一 一等級

イ 別表第七の一等級の欄に掲げる職の職務

ロ 別表第七の二等級の欄に掲げる職の職務のうち、職務の複雑困難及び責任の度がイに掲げる職務と同程度の職の職務

附 関

(施行期日)

一 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条、附則第二項及び附則第三項の規定は、昭和四十一年七月一日から施行する。

(経過規定)

の額の賃料を算定し第二条第7項第一号イに定める賃料とみなす。
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

鳥取県人事委員会規則第二十六号
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を
改正する規則

別表第三の七 欧米諸國之醫學教育
一 一等級

1 内院又は醫学校の長の職務

2 高度の知識経験に基づき困難な業務を行なう保健所の長の職務

二 二等級

3 昭和四十一年七月一日において、旧規則第二条第七項第一号の規定により職務の等級が次原職給料表(一)の一等級に決定されていた職員に対する昭和四十一年七月二日以降における新規則の適用については、その

四 四等級

医師の職務

別表第三の八第(一)は次に記す様を以て改める。

一 一等級

1 相当の規程を行する事務保健衛生法の長の職務又はこれに相当する職務

2 病院の規模の大きい薬剤科の長の職務又はこれに相当する職務

3 店院又は整肢学園の困難な業務を行なう主任の職務

4 保健所の課長の職務又はこれに相当する職務

二 二等級

1 家畜保健衛生所の長、次長若しくは室長の職務又はこれらに相当する職務

2 病院の薬剤科の長の職務又はこれに相当する職務

3 病院又は整肢学園の主任の職務又はこれに相当する職務

を
別表中
自治研修所 所長 百分の十
医薬部局職場 次長 百分の十
百分の十
に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

四 保健所の係長の職務又はこれに相当する職務

別表第三の九第(一)中「規模の大きい医療機関」を「病院又は整枝学園」に、「保健機関」を「保健所」に改める。

附則

1 保健所の係長の職務又はこれに相当する職務は、この規則は、公布の日から施行する。

2 保健所の係長の職務又はこれに相当する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

島取県人事委員会規則第二十七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

島取県人事委員会規則第二十二号(昭和三十三年十月島取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

北九州事務所 所長	長	百分の十	に、
名古屋事務所 所長	長	百分の十	に、
自治研修所 所長	長	百分の十	に、

島取県人事委員会規則第二十七号
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

島取県人事委員会規則第一号
島取県議会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

島取県議会事務局規則(昭和三十八年四月島取県議会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「主事補」を「車庫主任」に改め、同条第五項中「運転手」の上に「車庫主任」を加える。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

島取県議会事務局規則の一部を改正する規則

島取県議会事務局規則(昭和三十八年四月島取県議会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「主事補」を「車庫主任」に改め、同条第五項中「運転手」の上に「車庫主任」を加える。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

島取県議会事務局規則の一部を改正する規則

昭和41年6月21日に実施した社員物販授主任者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和41年7月1日

島取県知事 石 勝 田 仁 利
中間後免物販授主任者試験

この規則は、公布の日から施行する。

附則

大曾 保紀	中島 幸雄	鶴留 正夫	谷脇 清男	西井 利明
佐々 朝穂	高柳 伸也	八代 快雄	手島 正義	青木 栄二
小林 達彦	木下 雄秋	中本 茂助	田中 錠英	酒谷 雅子
水牛 依好	会見 了佐	眞舟 雄	寺澤 明明	岡上 和雄
宇田川健誠	高山 進吉	鈴原 忠市	下部 道義	佐々木文夫
根岸 隆	石角 清雄	山川 敏秀	梅山 礼弘	宅野 敏
中田 元美	木尾升金記	石 遊盛	星見藤太郎	西田 光伸
新井 和義	大内 勝	大内 錦仲	池田 紀元	萬野・国雄
小久保 錠	大前 錦美	山本 利政	本田 雄	
木見 功	金山 信博	河上 公正	本田 雄	
林繁 伸	井上 岐	市村 三夫	宮松 律	牧野 得二
鶴見 雅義	豊田 慶孝	上田 改吾	水見 初二	
足立 伸也	高田 道之郎	丸田鶴太郎	玉川 伸夫	
福本 伸典	吉村 義勝	上田 改吾	三櫻 嘉明	
米原 喜輔	井上 鳥	松岡 伸也	梅原 令二	
林 慶宏	中村 稔利	眞田 鶴雄	伊藤 浩二	
森下 伸延	廣村 信彦	木村 進	神田 洋	
谷尾 美俊	高木 利夫	伊藤 伸二	岡田 道也	
田中 登哉夫	鶴岡 健太郎	増田 勇	小西 也	
松原 伸二	鶴岡 健太郎	松田 芳彦	佐田 文治	
正木 高一	小林 一郎	杉家 忠雄	西村 順美	
大西・八州謙	秋本 忠	高木 順	山下 豊	
大西 墓	竹中 登	高木 伸	高田 光雄	
正木 高一	竹中 登	角敷 誠	大田 一郎	
大西・八州謙	秋原 正和	高橋 勝弘	大森 信義	
大西 墓	竹中 登	三島 伸一	中西 雄	
正木 高一	竹中 登	川村 好美	寺澤 正昌	
大西 墓	秋原 正和	高橋 勝弘	大田 達行	
大西 墓	竹中 登	中島 文明	佐田 忠夫	
大西 墓	竹中 登	堀尾 忠義	佐藤 錠男	
大西 墓	竹中 登	児玉 審徹	小林 潤樹	
大西 墓	竹中 登	土井 錠美	山内 金光	
大西 墓	竹中 登	木村 佳子	鶴田 正一	
大西 墓	竹中 登	黒田 伸	鶴田 正一	
大西 墓	竹中 登	木村 和雄	牧野 鋭道	
大西 墓	竹中 登	木村 和雄	石鶴倉之助	

横地 亮明	柴田 敏行	三原 常男	寺尾 錠次	水谷 隆利
三好 雄	西浦 伸行	野津 伸	鶴田 道男	宮田誠之助
岡田 雄	横田 栄治	山村 伸男	田中 弘一	須山 伸三
橋口 公明	横田 栄治	矢森 雄	杉浦 芳隆	石垣 崑夫
佐々木久二	長谷川雄作	矢森 雄	杉浦 芳隆	石垣 崑夫
池田 正明	茂田 哲	松木 隆郎	斎藤田彌大	吉高 義祐
足立 鮎二	石田伊織夫	木下 光	岸本 喬蔵	浜田 正弘
安田 藤男	寺本 信義	生田 守	鶴野間龍司	坂本 伸治
石橋 初恵	大森 計吉	門脇 金寿	鶴野 錠男	川田 信男
足立 鮎二	木村 邦雄	木村 潤久	山田 邦隆	
木村 清久	横田 敏規	小林 駿誠	上村 一弘	
第5類				
谷本 敦一	西田 光輝	佐藤 駿明		